

島根県報

第一、四二二三号

平成十四年十一月二十六日

(火曜日)

島根県知事 澄田信義

施術機関の名称	所在地	指定年月日
西川津整骨院	松江市西川津町七四七・七	平成十四年十月二十一日

告示

目次

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(長寿社会課)	一
平成十四年度准看護師試験の実施	(医療対策課)	一
解除予定保安林	(森林整備課)	二
道路の区域の変更	(道路整備課)	二
道路の供用開始	()	三
公告	(障害者福祉課)	四
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	()	四
正誤	(生産指導課)	四
号中	()	四

告示

示

島根県告示第九百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十六日

島根県告示第九百九十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、平成十四年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 試験日

平成十五年二月十九日（水） 午後一時三十分から

二 受験場所

松江市殿町一五八番地 島根県民会館

浜田市片庭町二五四番地 浜田合同庁舎

三 受験資格

保健師助産師看護師法第二十一条の規定に該当する者

四 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添え、島根県松江市殿町一番地島根県健康福祉部医療対策課へ直接又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、受験者は受験願書記載にあたり、受験地欄で希望する受験地の番号を選び、○で囲むこと。

1 受験票

2 修業証明書又は卒業証明書（出願時において、修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、平成十五年三月十一日（火）までに

修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

3 写真(出願前六か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦六センチメートル、横四センチメートルのものを受験票の所定欄にはり付けること。「スピード写真」を使用しないこと。)

五 受験願書提出期間

平成十五年一月六日(月)から一月十六日(木)まで(郵送の場合は一月十六日の消印のあるものまでを有効とする。)

六 受験手数料

六千九百円(島根県収入証紙で納付すること。)

七 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則第二十三条に規定する科目

八 合格発表

平成十五年三月十八日(火)午前九時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、島根県報に登載する。

九 その他

1 受験願書用紙は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。郵送希望の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、請求すること。

2 受験についての詳細は、島根県健康福祉部医療対策課(電話〇八五二・二二一・五二五二)へ問い合わせること。

島根県告示第九百九十八号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

八束郡美保関町大字諸喰二三四〇の九から一三四〇の一まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第九百九十九号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十六日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道の区間の幅員延長		管轄する隠岐支庁、土木建築事務所、又は土木事務所の名称	備考
一般国道	四百八十五号	区間	敷地の幅員 メートル 二〇・〇〇 二七・〇〇	延長 メートル 一五三・〇〇	道路改良工事
		変更前後の別	前	後	
			隠岐支庁	隠岐支庁	

隠岐郡西郷町大字港町字大津の二四番一地先から同字五番六地先まで

島根県告示第千号
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

"		鹿野六日市線		"		"		"		"		"			
				鹿足郡六日市町大字立戸二〇七番一地先から同大字六九番一地先まで		簸川郡斐川町大字直江三三〇七番一地先から同大字三六一二番一地先まで		簸川郡斐川町大字直江三〇七七番一地先から同町大字阿宮一六番一地先まで		簸川郡斐川町大字直江三二五六番四地先から同大字三三三二番一地先まで					
B		A		前		後		前		後		後			
一一・〇〇〇 一一三・〇〇〇		八・〇〇〇 一一二・〇〇〇		一一・〇〇〇 一一三・〇〇〇		七・〇〇〇 一一二・〇〇〇		二八・〇〇〇 七八・〇〇〇		六・〇〇〇 七五・〇〇〇		四・〇〇〇 三五・〇〇〇		四・〇〇〇 三五・〇〇〇	
一一五・〇〇〇		一一四・〇〇〇		一一五・〇〇〇		一一四・〇〇〇		三三〇・〇〇〇		一、九九〇・〇〇〇		三、六二〇・〇〇〇		三、六二〇・〇〇〇	
津和野土木事務所				出雲土木建築事務所											
拡幅		ダブルウェイ		"		トリプルウェイ		上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		"		拡幅		減幅	

る土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十四年十一月二十六日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	仁摩瑞穂線	大田市大森町字ドウドウ川原イ六〇一番一地从 から同町字道ノ下タイ一七五番地先まで	メートル 一五八・六〇	平成十四年十一月 二十六日	大田土木建築事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十四年十一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はっぴいライフ

三 代表者の氏名

矢野 秋男

四 主たる事務所の所在地

松江市東津田町字石屋一八一五番地一六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者が地域で自立して生活できる社会の実現をめざし、地域福祉の向上に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的としている。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度の事業計画書並びに初年度及び翌年度の収支予算書

七 縦覧期間

平成十四年十一月二十六日印刷
平成十四年十一月二十六日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）

正 誤

平成十四年十月二十五日付け島根県報号外第一〇六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
四	島根県規則第九十八号様式第一号中	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 条例第3条第2項により付する条件 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 条例第3条第3項により付する条件 </div>
五	島根県規則第九十八号様式第二号中	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 条例第3条第2項により付する条件 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 条例第3条第3項により付する条件 </div>